

院内感染対策施設整備費補助事業の概要

1 目的

この事業は、MRSA等の耐性菌の増加に伴い、都内の病院又は有床診療所が院内感染症に適切に対応するため、病室の個室化及び個室の空調設備の整備を促進することにより、患者のプライバシーを保護するとともに、院内感染の拡大防止を目的とするものです。

2 補助対象者

補助の対象者は、知事が適当と認める者です（ただし、普通地方公共団体、特別地方公共団体、地方独立行政法人、特定地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会を除きます。）。

3 補助条件

補助を受けるには、院内感染者のための個室整備であって、次の条件に該当することが必要です。

- (1) 厚生労働省が実施する院内感染対策講習会に医師又は看護師を参加させるなど積極的な取り組みを行っている病院であること。
- (2) 個室整備に必要な設備（専用のバス、トイレ等）を設けること。

4 補助対象経費

補助対象経費は、院内感染者のための個室及び個室の空調設備の整備に要する工事費又は工事請負費です。ただし、次に掲げる費用は除きます。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収（既存建物を買収することが新築することより効率的であると認められる場合における当該建物を除く。）に要する費用
- (5) その他の整備費として適当と認められない費用

【基準額】（令和4年度※参考単価）

	基準額	備考
1室当たり	13,506千円	対象経費の実支出額が左記の基準額を下回る場合は、実支出額を基準額とする。
空調設備（1万クラス以上）を整備する場合	1室当たり30,738千円を加算	

5 補助率

0.66

6 補助所要額の計算式

〔基準額〕×〔調整率〕×〔補助率〕＝補助所要額（千円未満切り捨て）

※調整率について

前年度3月31日現在において、東京都内の既存病床数が、医療計画上の基準病床数に占める割合が105%以上の場合、0.95の調整率を適用する。

7 留意事項

(1) 建物の所有権

土地については借地であっても補助対象となりますが、**建物については、すべての建物（整備区域内外問わず）が、事業計画書提出の時点で開設者の所有**であることが補助の条件となります。

※ 建物は、個人が開設する医療機関の場合は、開設者である個人の所有、医療法人等の法人が開設する医療機関の場合は、法人の所有である必要があります。

(2) 根抵当権が設定されていないこと

補助対象となる建物及び当該建物が設置されている土地に根抵当権が付いている場合、補助対象となりません。

(3) 財産処分の制限

補助を受けて整備した施設には、財産処分の制限がかかります。

本補助事業の補助目的から外れた変更を行うことは原則できません。やむを得ず変更する場合には、所定の手続き（場合によっては補助金の返還も含む）を行っていただく必要がありますので、事業計画の検討は慎重にお願いします。

なお、制限期間は鉄筋コンクリート造の病院の場合で39年間とされています。また、補助金返還の必要性は、変更後の施設形態などで変わってきます。

(4) 重複補助の禁止

当該事業での補助金と、対象経費を同じくして他の事業での補助金等を受けることはできません。

(5) 補助事業スケジュール

別紙「補助事業スケジュール（院内感染・施設、設備共通）」参照

(6) 契約締結方法

補助事業に係る工事契約については、当方で定めた**契約手続基準の遵守（原則として入札）**が必要です。

(7) 契約手続時期

補助事業に係る工事契約については、内示後に入札による業者選定を行った上で、締結することが必要です。

(8) 補助額

補助金は、あくまでも都の予算の範囲内で支出することになります。算出された補助額を保障するものではありませんのでご注意ください。正式な補助金額は事業完了後に交付される、額の確定通知をもって決定します。

(9) 補助事業者の承認

本補助事業については、今回の事業計画の提出を持って実施が決定するものではありません。「補助事業者審査会」にて、事業計画の審査を行い、その結果をもって補助事業者として承認され、補助事業を実施することができます。

(10) その他

この事業概要は、令和5年度事業に関するものです。都財政の状況等から、今後内容（補助条件、単価、補助率等）を変更する可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

8 提出方法

電話連絡の上、下記の組織アドレス宛に資料一式を御提出ください。件名は以下のとおりとしてください。

- ・組織アドレス S0000298@section.metro.tokyo.jp
- ・件名 【病院名】【補助事業名】令和6年度の事業計画調査票の提出について

9 担当部署

東京都福祉保健局医療政策部医療政策課地域医療対策担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎28階南側

電話 03-5320-4417